

長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針

平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号

最終改正 平成 26 年 2 月 12 日 25 建企第 538 号

本運用指針は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式(以下「施工体制確認型」という)により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。

1 一般的事項

施工体制確認型総合評価落札方式の実施にあたっては、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領(以下「施工体制確認型試行要領」という)及び本運用指針によるものとする。

2 開札

長崎県建設工事総合評価落札方式(標準型)施行要領運用指針(平成19年1月19日18監第468号)(以下「標準型試行要領運用指針」という。) 8 は適用しないものとし、以下の内容とする。

入札執行者は開札の後「保留」を宣言し、次のことを告げるものとする。(エ、オ、カについては、該当者があった場合のみ)

ア 全入札参加者の商号又は名称及び応札金額

イ 落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。

ウ ランダム係数、予定価格及び長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成25年長崎県告示第709号)(以下「低入札要綱」という。)第3条の規定に基づく低入札調査基準価格(以下「低入札調査基準価格」という。)(特定調達契約等)。

エ 施工体制確認型試行要領5の規定に基づく追加資料の提出(開札日の翌日より起算して4日以内(休日を除く))及び施工体制確認型試行要領6の規定に基づく聴き取り調査の実施(追加資料の提出期限日の翌日より起算して5日以内(休日を除く))

オ 低入札要綱第4条の規定に基づく低入札調査対象者(以下「低入札調査対象者」という。)のうち、エの調査の結果、施工体制確認型試行要領9(1)の規定により入札の無効とならなかった者は、低入札要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査及び「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領」(平成25年6月28日25建企第207号)に基づく特別重点調査に伴う資料の提出(資料の提出の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く))。

カ その他必要な事項(談合情報や不自然な入札結果の場合には、その旨)。

また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページに掲載し、落札者の決定後においては紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその商号又は名称並びにランダム係数、予定価格及び低入札調査基準価格を公表するものとする。

さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後においては、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。

3 追加資料の提出

(1) 施工体制確認型試行要領5(1)の規定に基づく追加資料を求められた者(以下「追加資料提出者」という。)は、別紙-1とあわせて、追加資料として表-1に記載した各様式を、4(1)の通知日の翌日より起算して4日以内(休日を除く)に提出しなければならない。

(2) 提出の方法は、持参または郵送(一般書留または簡易書留に限る)とする。

(3) 追加資料各様式の記載要領は、「低入札価格調査資料及び施工体制確認型総合評価落札

方式追加資料作成要領」(平成25年6月28日25建企第206号)によるものとする。

- (4) 追加資料提出者は、別紙 - 2 により、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。

4 聴取り調査の実施

- (1) 施工体制確認型試行要領 6 (1) の規定により、契約担任者は、聴取対象者に対し、追加書類の提出期限及び聴取り調査の日時・場所等を、別途通知するものとする。
- (2) 聴取り調査は、4 (1) の追加資料の提出期限日の翌日より起算して 5 日以内 (休日を除く) に行うものとする。
- (3) 聴取り調査に当たって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む 3 名以内とする。
- (4) 聴き取り調査は、「追加資料」・工事費内訳書取扱要領 (平成20年7月9日20建企第233号) に基づく「工事費内訳書」 (以下「工事費内訳書」という) ・長崎県建設工事総合評価落札方式 (標準型) 試行要領 (平成19年1月19日18監第468号) 5 に基づく「技術資料」等に基づいて施工体制の審査を行うが、「聴取り調査時において明確な説明・証明に必要と思われる資料」 (以下説明資料という) は、全て持参し契約担任者の求めに応じて提出しなければならない。

5 施工体制の確認に係る審査方法

施工体制の確認に関する審査は、聴取り調査の結果に基づき、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること
入札価格の範囲内において「入札説明書にて示された求める要求要件」 (以下「要求要件」という。) が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が確実に実現できると認めるときは、施工体制評価点を与えるものとする。
- (2) 品質確保の実効性
入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
入札参加者の申込みに係る価格が長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱 (平成25年長崎県告示第709号) 第3条の規定に基づく低入札調査基準価格 (以下「低入札調査基準価格」という) を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。
- 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
安全確保の体制が構築されると認められるか。
その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。
- (3) 施工体制確保の確実性
入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。
入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。
- 下請会社、担当工種、工事費内訳書を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

(4) 見積書等との関連性

上記(2)及び(3)の確実な実現のために必要な経費が計上されているか、工事費内訳書を審査する。また、説明資料との整合性を審査する。

当該価格で入札した理由が妥当であり、説明資料と整合するか。

必要経費の計上が的確であり要求要件及び技術提案の実現が可能と認められるか。

6 施行期日

この運用指針は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

この運用指針は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

表 - 1 追加資料一覧（施工体制確認型）

様式番号	名称	要領第7条 の対応状況
様式1	当該価格で入札した理由	(4) -
様式2 - 1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書	(4) -
様式2 - 2	積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書	(4) -
様式3	コスト縮減額調書	(4) -
様式4	下請予定業者等一覧表	(3) -
様式5	配置予定技術者名簿	(3) -
様式8 - 1	手持ち資材の状況	(3) -
様式8 - 2	資材購入予定先一覧	(3) -
様式9 - 1	手持ち機械の状況	(3) -
様式9 - 2	機械リース元一覧	(3) -
様式10 - 1	労務者の確保計画	(3) -
様式10 - 2	工種別労務者配置計画	(3) -
様式11	建設副産物の搬出地	(2) -
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	(2) -
様式13 - 1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	(2) -
様式13 - 2	品質確保体制(品質管理計画書)	(2) -
様式13 - 3	品質確保体制(出来形管理計画書)	(2) -
様式14 - 1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	(2) -
様式14 - 2	安全衛生管理体制(点検計画)	(2) -
様式14 - 3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)	(2) -
様式14 - 4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	(2) -
様式16 - 1	施工体制台帳	(3) -
様式16 - 2	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	(3) -
様式18 - 1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書	(4) -
様式18 - 2	内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書	(4) -

* 追加資料の提出に際して、別紙 - 1を表紙として添付すること。

施工体制確認型総合評価に係る聴取り調査のための追加資料の提出について

平成 年 月 日

様

共同企業体の名称：

代表構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料を下記のとおり提出します。
なお、下記の追加資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名 ○○○○第○○○○○○○○ - ○○○○号
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2 公告日 平成○○年○○月○○日
- 3 追加資料 様式1、様式2 - 1、様式2 - 2、様式3、様式4、様式5、
 様式8 - 1、様式8 - 2、様式9 - 1、様式9 - 2、
 様式10 - 1、様式10 - 2、様式11、様式12、様式13 - 1、
 様式13 - 2、様式13 - 3、様式14 - 1、様式14 - 2、
 様式14 - 3、様式14 - 4、様式16 - 1、様式16 - 2、
 様式18 - 1、様式18 - 2

施工体制確認型総合評価に係る聴取り調査のための追加資料の提出辞退届

平成 年 月 日

様

共同企業体の名称：

代表構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事について、施工体制確認型総合評価落札方式に係る聴取り調査のための追加資料の提出通知がありましたが、都合により提出できないので長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領 5 (2)の規定に基づき本紙を提出します。

記

1 工事名 ○○○○第○○○○○○○○ - ○○○号
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2 公告日 平成○○年○○月○○日